



第 10TH-0396500 号

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。
日本赤十字社は義援金を全額100%
被災地にお届けしています。

受領証

アキバ・イチテナント会 様

東京都千代田区外神田 4-14-1
秋葉原UD X6F

¥ 27,412-

但 東日本大震災義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成 25 年 4 月 22 日

日本赤十字社

社長 近衛忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
Tel 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATM のご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。